

種まき 通信No.82

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより
事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明9972-1
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2023年1月22日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会12月定例会 小林じゅん子の一般質問◆

- Q 1. 子どもの香害対策を急げ～まずは実態調査を
- Q 2. 行政財産の使用許可を適切に

※行政財産とは、市が直接使用する庁舎や消防施設などの公用財産と、市民が共同利用する学校、図書館、公民館などの公共用財産に分類される。

昨年2月の参院予算委員会で、岸田総理が「柔軟剤に含まれる有害な化学物質について、その影響や化学物質過敏症との因果関係等、科学的知見を収集し、対策への取り組みを進めていかなければならない」との答弁がありました。やっと「香害」が「公害」として認識されるまで来ました。

全国に先駆け「香害」の啓発や、柔軟剤など合成香料を多用した製品の使用自粛を呼び掛けている安曇野市と安曇野市教育委員会に、実効性のある香害対策につなげるために、早急に実態調査を行うよう求めました。

Q1【小林質問】 令和4年版「子どものからだと心・白書」に、「香害」と化学物質の問題が取り上げられるほど、「香害」は公害と受け止めなければならない問題だ。実効性のある香害対策に向けて早急に実態調査を行うべきでは。

【教育部長】 化学物質による香害を含め、音や光等の環境の刺激に敏感な児童生徒について実態を調査し、その状況に応じた適切な対応を行う必要を感じている。小・中学校の全児童・生徒が対象の保健調査票に、感覚過敏、化学物質過敏症等の項目を設け保護者に記述してもらうことを検討していきたい。

Q 2. 行政財産の使用許可を適切に

みなさん覚えていらっしゃるだろうか？三セク・トマト栽培施設の住民訴訟。高裁判決の中で「三郷村や（合併後の）安曇野市が、指定管理者に施設を使用させるにあたり、賃貸借契約なる名称を用いて使用料を払わせたことにより、住民に疑念と誤解を生じさせ、本件紛争

を増幅させてきた」と反省を求めたことを忘れてはなりません。あれから10年、市有財産の有効活用が適正に行われているか、明解な運用がなされているか疑念が生じたので、質問しました。

【小林質問】 行政財産の目的外使用や貸付けは、財務規則に「良好な状況で維持及び保持をし、経済的かつ効果的に利用されること」と規定されている。その利用・活用状況は。

【総務部長】 令和3年度の実績では、行政財産の目的外使用は106件で、土地等の目的外使用料で490万円余。庁舎に設置している自動販売機の設置料が280万円ほど。総額770万円余である。

【小林質問】 行政財産の目的外使用で不適切な手続き等の問題はないか。

【総務部長】 本庁舎のフロアを貸して

みんなでカフェトーク

お堅いイメージの議員活動報告会をガラッと変えて「みんなでカフェトーク」。カフェでおしゃべりするような、カジュアルな感じに！

◆飲み物を用意します。100円ご負担ください。子どもスペースもあります。

日時：1月29日（日）
午後2時～4時まで
場所：碌山公園研成ホール
※増田望三郎、橋本裕二、増井裕壽
小林純子の4議員が出席します。

いる団体について該当する11団体中、6団体において手続きがされていないことがわかった。

【小林質問】 関係部署と財産管理課の連携が取れず、結果としてタダで貸しているようなこともあるのではないか。手続きの統一的な考え方を共有すべきではないか。

【総務部長】 今後、対処方法を整理し、再発防止に努める。

旧統一協会となんらかの関りの有無 議会として調査 接点ありとされた3人の中に小林じゅん子も～その「接点」を説明

安曇野市議会では、昨年9月議会閉会後の時期に、旧統一教会（世界平和統一家庭連合）と、その関連団体と議員の関わりについて調査することになり、その調査結果は12月23日の信濃毎日新聞で報道された通りです。

この報道では「接点あり」と書かれましたが、これは非常に曖昧で微妙な表現であり、「旧統一協会となんらかの関りがあった」とこととイコールではないので、実名報道されたことには大きな違和感を覚えます。私と旧統一教会や関連団体とは一切関係がありませんので、以下に説明します。

まず、今回の調査では、①選挙において旧統一協会および関連団体との関係があったか。②議員になってから、関連団体主催の行事・イベントの役員になる、そこで講演をする、挨拶をする、出席する、メッセージや電報を送る、関連団体の出版物に寄稿する、取材を受け記事になる、対談が載ったなどの関係はあったか。を基準とし、過去3年間の範囲であったか調査・検討し、議長に報告することになっていました。

この基準によれば、私の場合、「関係が

あった」とする①と②のような事実はありませんが、2年ほど前にわずかながら「接点があった」ので、黙っているのは誤解を招くと考え、次のように報告しました。

私は定例議会ごとに、有志議員と2～3名で議員活動報告会（安曇野まちづくりトーク）を開催してきました。事前申し込みの必要もなく、どなたもウェルカムです。たまたまそこに参加された方が「旧統一教会」の関係者だった、というだけのことです。会が終了したところで、その方が名刺交換を求めて来られ、いただいた名刺に「世界平和統一家庭連合 安曇野家庭教会」とあったので、その時点で「旧統一教会」ではないかと気づきました。そこで、挨拶を交わす程度にとどめ、それ以上の話はしませんでした。後日、私の住所へ「世界平和統一家庭連合」の機関誌のようなものが1度か2度送られてきましたが、すべて廃棄しました。旧統一教会とは、それ以上の関りは一切ありません。

通常の社会生活で、このような接点が生じることは誰にも起こり得ること。それを恐れて、議員としての活動が委縮することがないよう、今後も頑張ってます。



◆庁舎に設置している自動販売機ですが、入札により業者を選定し設置使用料を徴収しています。令和3年度は6台で280万円ほどの収入になっています。

種まき通信No.82

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メール等でお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？ **188**
消費者ホットライン
全国共通の電話番号



香害188(いやや)
集中キャンペーンのお知らせ
(1月20日～2月10日)

香害に困っている方、苦しんでいる方、みんなで集中して被害の声を行政に届けませんか。香害をなくす連絡会(事務局・日消連)では、1月20日から2月10日に集中して消費者ホットライン「188(いやや)」に電話するキャンペーンを呼びかけています。

消費者庁は、消費生活相談窓口等に寄せられた相談件数で香害被害を把握します。日消連が初めて呼びかけた2017年度は157件でしたが、翌2018年度は87件と減りました。相談件数がカウントされないと被害者が減っているとみなされてしまいます。そこで実在する香害被害者を見える化(可視化)するために、この期間にみんなで声を集中させようと考えました。毎年1回、集中キャンペーン期間を設けることで、きちんとデータを残してもらおうというもの。

「香害をなくす連絡会」では、現在、省庁に要望書を提出して働きかけを行っている最中です。皆さまが多くの被害の声を行政に届けてくださると、省庁と面談をする上で、大きな力になると思います。香害被害は簡単に解決できるものではありませんが、一人ひとりができることから一歩ずつ進めていきましょう。

*** 香害188集中キャンペーン ***
2023年1月20日(金)～2月10日(金)、この期間外でも受け付けています。どんどん声を届けましょう。消費者ホットライン188(いやや)は、局番なしの電話番号188番です。電話料金はかかりません。曜日・時間帯、また居住地によって案内される窓口は変わります。
(土日祝日は10時～16時の受け付け)

青木島遊園地と あづみ野ランド・プールに共通する問題点

昨年の暮れから全国メディアでも取り上げられ、関心を集めている長野市の青木島遊園地の問題。「子どもの声がうるさい」という一部の住民の苦情をきっかけに、長野市が3月での廃止を決めてしまったために、これに対し「子どもたちの遊びの場を奪わないで」などと反対する声が上がリ、存続を求める署名運動などが始まっています。

青木島遊園地の廃止が「一部の住民の苦情」がきっかけとするなら、あづみ野ランドは「一部の住民の要望」が最優先され、プール廃止の大規模改修計画が決まりました。地域住民に意向調査をしなかったのも共通しており、住民・市民が独自に署名運動で存続を求めているのも同じで、行政主導で簡単にモノゴトを決めていく行政に対してNO!を突き付けた形です。小林じゅん子も、あづみ野ランドのプール存続を願って動き続けます。

あづみ野ランドのプールを救って！住民訴訟

》 住民訴訟の前提となっている住民監査請求の段階では、大規模改修の設計業務委託費の支出の差し止めを求めていましたが、2回の監査請求を経て4カ月が過ぎるうち設計は完了。業務委託費3800万円余は支払い済となり、もはや差し止めはできません。

支出済みならば、その支出について損害賠償請求をしなければ、住民訴訟にしてもまた却下(門前払い)のおそれがあるというので、裁判の趣旨(訴えの目的)の最後に、損害賠償請求の一項を加えました。じっさいのところ、損害賠償よりも、大規模改修の計画見直しやプールの存続の方が重要なことです。

》 今回の裁判の目的は3つあって、
1、あづみ野ランド大規模改修実施のための予算(概算)7億3,150万円の支出を差し止める。
2、あづみ野ランド大規模改修事業の計画の見直しとプール存続。があって、最後に、3、穂高広域施設組合構成6市町村に対する損害賠償として3800万円余。としたのは、そういうわけです。

》 裁判、それも市議や市民が行政や首長を訴えるなどということは、なかなか理解されにくいことだと思えますので、右上のQRコードから私のホームページ等をご覧いただくなどして、住民訴訟に至った事情をご理解いただければと思います。



》 なお、この度の住民訴訟は、代理人弁護士を立てずに、原告市民3人の「本人訴訟」で訴えています。訴訟提起の際の手数料として、印紙代1万3,000円と通信用の切手6,000円。本人訴訟であればこれだけの費用で裁判ができます。

本人訴訟でいくに当たって弁護士にも相談しましたし、そして、これで住民訴訟が3度目の私もよく分かっていますが、行政・お役所相手の裁判はほとんど勝ち目がありません。住民訴訟の原告住民側の勝訴率は約4%です。(三セク安曇野菜園損失補償の裁判で高裁勝訴判決が出たのは奇跡!と言われてます)

》 でも、監査結果、訴訟の勝敗にかかわらず、被告となった行政はもちろん周辺の機関、今回は組合議会にも、反省を促す効果はあると考えています。私の一番の狙いは、問題追及して組合や職員を追い詰めることではなく、住民の声が反映する民主的な行政を実現することです。

住民監査請求に参加してくださった皆さんには、住民訴訟の原告として裁判に参加することができますとお伝えしたところ、お二人の市民が名乗りをあげ原告となってくださいました。見守っていただきますようお願いいたします。

◆ 市民の声=多くの陳情が議会へ～小林じゅん子の判断は ◆

- * オンライン申請による不在者投票用紙等の請求を可能にするに關する陳情 市議会は可決/小林じゅん子も賛成
- * 11歳以下の子どもへの新型コロナワクチン接種の告知方法について 市議会は不採択/小林じゅん子は採択に賛成
- * 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める陳情書 市議会は不採択/小林じゅん子は採択に賛成
- * 安曇野市議会におけるパワーハラスメントの検証及び検証結果の公表について 継続審査
- * 学校における「黙食」の緩和を求める陳情 市議会は採択/小林じゅん子も採択に賛成
- * 「『再審法(刑事訴訟法の再審規定)』の改正を求める意見書」の採択を求める陳情書 継続審査

